

要望書

平成27年8月31日

高松市長
大西 秀人 殿

提出者の住所 高松市東ハゼ町16番地1
団体名 認定特定非営利法人グリーンワークかがわ
氏名 杉山 洋子
電話番号 090-6288-1011



提出者の住所 高松市西宝町3丁目7-4
団体名 認定特定非営利法人マインドファースト
氏名 島津 昌代
電話番号 090-2828-7021



件名 市民団体・NPO法人の活動支援と活動拠点の確保について

趣旨 市民活動・NPO活動を支援するために、その活動拠点の確保は官民協働における主要な政策課題であるとの観点から、公共施設の使用基準の見直しや拠点整備などを進めていただくよう要望いたします。

要望理由

高松市協働のまちづくり推進ガイド(平成27年3月改訂版)の「第2章高松市の現状と課題 2市民活動団体」の(2)市民活動団体の課題には、「不足している資源の確保」「団体や活動に対する認知度の向上」「非営利活動に対する市民理解の促進」が明記されています。また、その(3)市民活動団体が必要とする資源には、「多くの市民活動団体が、次のような資源に不足を感じ、継続的に公益的活動を行うために必要であると考えています。」として「スタッフ」「活動資金」「活動拠点となる施設」「情報」が挙げられています。

高松市を主な活動の場とする多くのボランティア団体やNPOなど市民活動団体が、高松市男女共同参画センターを拠点として活動を行なっていることは周知のことと拝察いたします。高松市が把握している同センター主催の事業以外に、市民活動団体が、同センターの会議室を使用して実施している各種のグループワーク、セミナー、学習会、会議などがあり、その多くが定例で行われているのが実情です。こうしたことから、同センター登録団体が会議室を使用するさいには、会議室使用料減免措置も設けられています。

こうした中で、平成28年11月の同センターの子ども未来館への移転に伴い、市民活動団

体が行なう諸活動の推進に大きな支障が出るのが懸念されます。子ども未来館へ移転後は、賃借可能な会議室数の減少や料金体系の大幅な変更によって、その利便性、経済性、機動性が大きく損なわれてしまいかねません。移転後の会議室使用については、高松市側から他の施設も示されていますが、これまで男女共同参画センターを拠点として築いてきた情報収集・情報交換や団体相互の交流事業も、大きく後退してしまうことは明らかです。

ボランティア団体やNPOが、一定の目的と継続性をもって公益性の高い活動を継続して行くには、財源の確保は欠かせません。その原資を会費と寄付金収入だけに頼るのは限界があり、その事業費の捻出のために、情報交換や人材育成には、参加費や受講料等の徴収が必要になる場合も少なくありません。しかし、高松市の公共施設によっては、参加費等を徴収し有料で行う場合は、会場利用料が3倍になるという規定を設けているところもあり、営利か非営利かといった市場経済に偏った料金設定となっています。市民活動団体が行なう収益事業は、営利や利益分配を目的としたものではなく、本来の事業活動に還元するための資金となるものです。例えば、官民共同で休日にイベントを開催した場合、公務員は、出張旅費、超過勤務手当、振替休日等がつきますが、ボランティアは、無報酬というだけでなく、交通費や駐車場料金の捻出もままならないのが現状です。

前出のまちづくり推進ガイドの「第2章高松市の現状と課題 2市民活動団体」の(1)市民活動団体の現状には、「ボランティア団体やNPOなど市民活動団体は、『専門性』、『先駆性』、『迅速性』などの特性を持っており、行政の持つ公平性や企業の持つ利潤追求という価値観にとらわれない取組が可能です。」とあります。その点で、市民活動は、単なる行政サービスの下請けや有資格専門家による支援活動の周辺の・補完的な分野における活動ではなく、人が人をやわらかく支える本来の互助におけるメインストリーム（本流）であります。財政基盤が脆弱な小規模団体であるにもかかわらず、一定のトレーニングと資格認定制度を設け、専門性・先駆性の高いボランティア役務をとおして、法定サービスでは行き届かない生活者リアリズムにそった支援を行なっている団体も少なくありません。様々な事情をもって地域で生活をする人々を支援するために、今日、市民活動は、単発のイベント型や遊び型ではなく、地道で継続性のある先駆的で専門性の高いものに移行しつつあります。

確かに、一部同好会的な市民活動や、介護分野のNPOによっては保険収入によって財政基盤が安定しつつある団体もあります。しかし、本来、専門性、先駆性、迅速性を旨とする多くの市民活動団体にとって、財源確保は共通の課題です。平成24年4月1日、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために税制上の優遇措置として新たな認定NPO法人制度が設けられました。しかし、寄付文化が乏しいわが国においては(寄付金総額の対GDP比0.18% 2010年)、認定NPO法人格を取得したからと言って、一挙に財源問題が解消に向かうというわけではありません。ボランティアやNPO活動の歴史がある諸外国では、寄付金総額の対GDP比が高だけでなく、例えば、研修会、シンポジウム、学会などへの参加費は、生業として行う専門家に比べ、ボランティアや一般市民に対しては、低く設定するなど、産・官・学・民などからなる学際的分野における公平性、対等性を確保するためのきめ細かなルールが根づいています。

今日、社会的紐帯の弱体化により、貧困、災害、喪失、虐待、メンタルヘルス、ハラス

メント、自殺など、従来型市場経済の歪と行き詰まりからくる多様な生活課題への取り組みが求められております。私たちの地域社会における包摂機能を高めていくために、ボランティア経済による新しい公共を創出し、社会関係資本（ソーシャルキャピタル）を構築していくことは喫緊の課題となっています。市民活動団体への支援こそ官民協働における主要な政策課題と考え、以下の事項について要望いたします。

要望事項

1. 公共施設等の使用にあたり、条例改正等を含め、NPO・市民活動団体のための減免措置を含めた使用基準を設けていただきたい。
2. 市民に開かれたNPO・市民活動会館（仮称）の設置をしていただきたい。